

資料編

業績	64
財務諸表	72
財務の状況	74
貸付金の状況	78
行政コスト計算財務書類	80
参考情報	86
沖縄振興開発金融公庫法(抜粋)	88
会計等に関する関連法の規定(抜粋)	90
沿革	92
組織機構	94
店舗	96



Appendix

(注) 本誌の計数について

1. 単位未満の計数

金額の単位未満は四捨五入しています。また比率(%)は表示前桁を四捨五入しています。したがって、合計欄の計数は、内訳を集計した計数と一致しないものがあります。

2. 表示方法

単位に満たない数字は「0」、該当数字がない場合は「―」と表示しています。

3. 各明細中、「当期」とは令和元年度のことを指します。

4. 出融資実績、残高に関する統計について、特に注記がない限り社債の取得を含みます。

沖縄県内の経済概況

令和元年度の県内経済は、好調な観光関連を牽引役に個人消費や建設関連が下支えし、年度前半は順調に拡大を続けたものの、10月の消費税率引き上げに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、年度末にかけて急激に悪化しました。

個人消費関連では、百貨店・スーパー売上高で消費税増税後の反動減や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が見られましたが、新設店効果などから前年度を上回りました。耐久消費財では、家電製品販売額は消費税増税前の駆け込み需要などから前年度を上回ったものの、新車販売台数はレンタカー需要の減少などから前年度を下回りました。

建設関連では、公共工事の発注額は前年度を上回りましたが、民間工事は貸家の着工戸数が減少したことや、大型商業施設の竣工による反動減などから、住宅投資及び非居住用民間投資ともに前年度を下回りました。

観光関連では、年度前半の入域観光客数は前年度を上回って推移しましたが、日韓関係の悪化による年度後半の韓国客の急減や、年明け以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、8年ぶりに減少しました。

また、県内主要ホテルの稼働状況(公庫調査)は、宿泊施設数の増加等による分散化や入域観光客数の減少により、シティ・リゾート・宿泊特化型いずれのタイプも客室稼働率、売上高ともに前年度を下回りました。

雇用関連は、労働力人口及び就業者数が増加したことから完全失業率は5年連続で低下し、過去最低を更新しました。一方で、有効求人倍率は復帰後初めて3年連続で1倍を超えたものの、前年度より低下しました。

民間主要企業の設備投資額(令和2年3月公庫調査:令和元年度実績見込)は、製造業で前年度比13.0%増となるものの、非製造業では同19.2%減となり、全産業では同17.2%減と5年ぶりに減少しました。

令和元年度出・融資実績

(1) 前年度対比表

(単位: 百万円、%)

	令和元年度 (A)	平成 30 年度 (B)	増減 (A) - (B)	対前年度実績比 (A) / (B) ×100
融 資 実 績	109,253	111,258	△ 2,005	98.2
出 資 実 績	1,073	240	833	447.1
計	110,325	111,498	△ 1,173	98.9

(2) 計画と実績対比表

(単位: 百万円、%)

資金名	令和元年度 当初計画 (A)	令和元年度 実績 (B)	計 画 比 (B) / (A) ×100	対前年度 実績比
産 業 開 発 資 金	70,000	40,283	57.5	99.3
中 小 企 業 等 資 金	71,000	57,332	80.7	104.3
(中 小 企 業 資 金)	(30,000)	(28,676)	(95.6)	(115.2)
(生 業 資 金)	(41,000)	(28,656)	(69.9)	(95.2)
生 活 衛 生 資 金	4,000	1,460	36.5	102.8
医 療 資 金	5,000	4,080	81.6	55.5
農 林 漁 業 資 金	6,000	4,820	80.3	133.0
住 宅 資 金	7,000	1,279	18.3	38.6
貸 付 計	163,000	109,253	67.0	98.2
出 資	2,100	1,073	51.1	447.1
合 計	165,100	110,325	66.8	98.9

(注) 生業資金には教育資金及び恩給担保資金を含みます。

(3) 概況

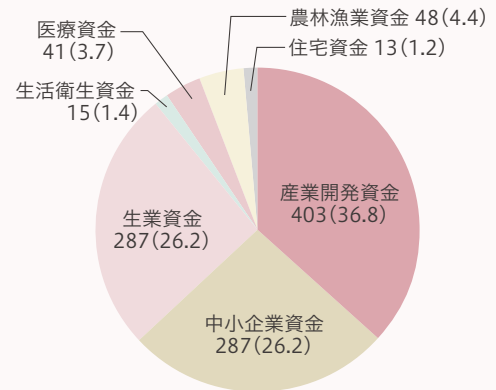
令和元年度の事業計画は、当初計画で貸付1,630億円、出資21億円と決定されました。貸付実績は1,093億円(当初計画比67.0%、前年度比1.8%減)となりました。また、出資の実績は10億73百万円となりました。

資金別にみると、産業開発資金402億83百万円(前年度比0.7%減)、中小企業等資金573億32百万円(同4.3%増)、生活衛生資金14億60百万円(同2.8%増)、医療資金40億80百万円(同44.5%減)、農林漁業資金48億20百万円(同33.0%増)、住宅資金12億79百万円(同61.4%減)となっています。

この結果、当公庫の令和元年度末の貸付残高は8,641億円、出資残高は74億73百万円となりました。貸付残高については、前年度に比べ54億円、0.6%の増加となっています。

また、県内の金融機関の総貸付残高に占める当公庫の融資比率(シェア)は令和元年度末現在で15.3%となりました。

令和元年度実績の資金別割合



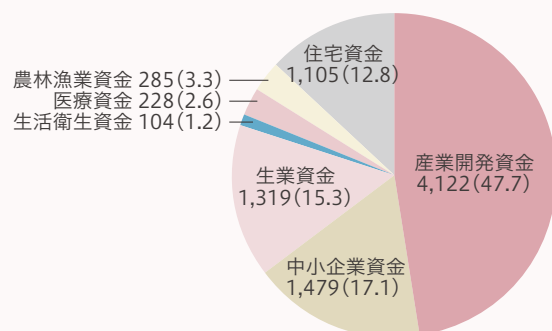
(単位:億円、()内は構成比で%)

令和元年度末融資残高及び融資累計額

(単位:百万円、%)

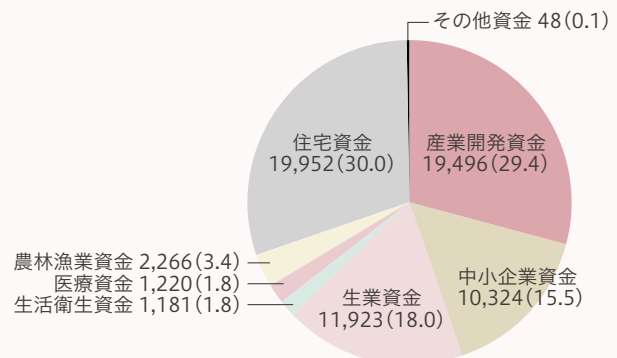
資金名	令和元年度末 融資残高 (A)	構成比	平成30年度末 融資残高 (B)	増減 (A) - (B)	伸び率	融資累計額 (昭和47~令和元年度)	構成比
産業開発資金	412,161	47.7	405,476	6,685	1.6	1,949,633	29.4
中小企業等資金	279,847	32.4	273,411	6,436	2.4	2,224,751	33.5
(中小企業資金)	(147,910)	(17.1)	(140,665)	(7,245)	(5.2)	(1,032,430)	(15.5)
(生業資金)	(131,937)	(15.3)	(132,746)	(△810)	(△0.6)	(1,192,321)	(18.0)
生活衛生資金	10,384	1.2	11,009	△625	△5.7	118,066	1.8
医療資金	22,779	2.6	20,577	2,202	10.7	122,003	1.8
農林漁業資金	28,487	3.3	27,241	1,247	4.6	226,594	3.4
住宅資金	110,454	12.8	120,984	△10,530	△8.7	1,995,237	30.0
その他資金	0	-	0	-	-	4,781	0.1
合計	864,112	100.0	858,698	5,415	0.6	6,641,065	100.0

令和元年度末残高の資金別割合



(単位:億円、()内は構成比で%)

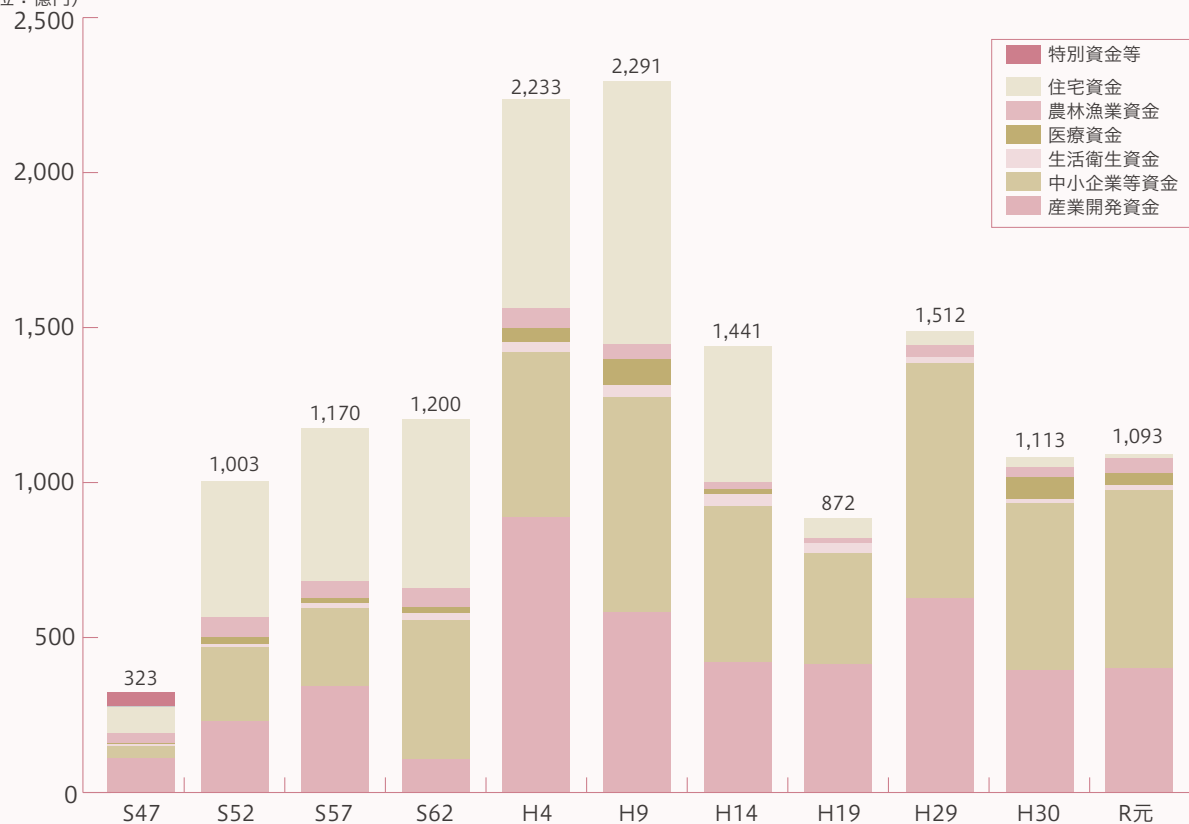
融資累計額の資金別割合



(単位:億円、()内は構成比で%)

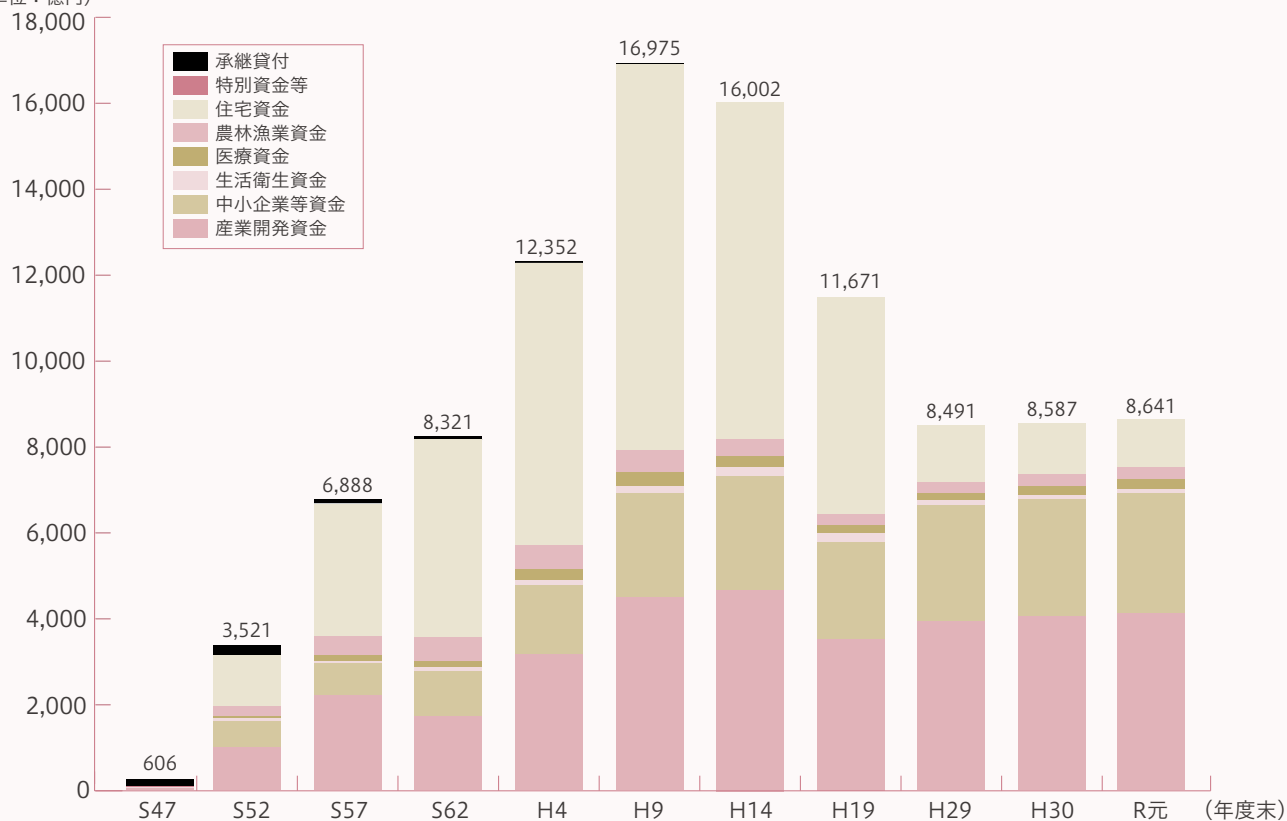
融資実績の推移

(単位：億円)



融資残高の推移

(単位：億円)



出・融資実績の推移

(単位：百万円)

	昭和 47	52	57	62	平成 4	9	14	19	29	30	令和元年度
産業開発資金	11,000	22,938	33,964	10,600	88,555	57,902	41,942	40,860	63,628	40,564	40,283
中小企業等資金	4,097	23,968	25,403	44,999	53,500	69,643	50,627	35,448	76,727	54,984	57,332
生活衛生資金	510	880	1,296	2,000	3,000	3,600	3,731	2,852	2,099	1,420	1,460
医療資金	121	1,994	1,777	2,000	4,200	8,402	1,545	23	70	7,350	4,080
農林漁業資金	3,308	6,482	5,598	6,050	6,500	4,994	2,435	1,812	3,844	3,624	4,820
住宅資金	8,470	44,014	48,995	54,350	67,500	84,600	43,833	6,232	4,848	3,316	1,279
特殊資金	264	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
特別資金	4,517	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
小計	32,287	100,276	117,032	119,999	223,255	229,141	144,113	87,227	151,216	111,258	109,253
出資	－	－	－	50	120	250	90	70	330	240	1,073
合計	32,287	100,276	117,032	120,049	223,375	229,391	144,203	87,297	151,546	111,498	110,325

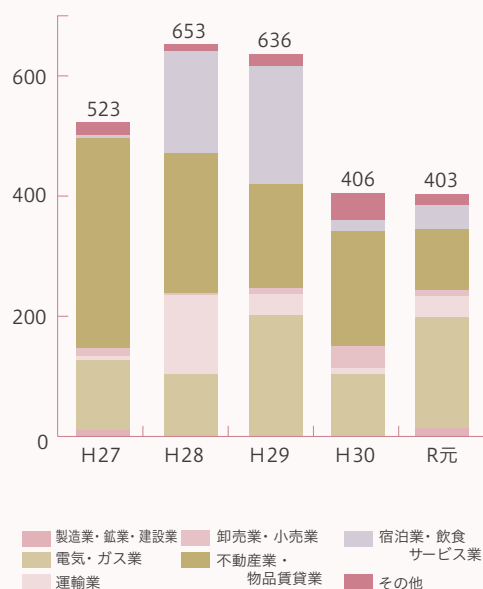
出・融資残高の推移

(単位：百万円)

	昭和 47	52	57	62	平成 4	9	14	19	29	30	令和元年度
産業開発資金	7,686	106,255	224,479	173,470	317,622	450,127	467,460	357,882	393,177	405,476	412,161
中小企業等資金	3,328	61,613	74,244	107,775	162,183	242,810	264,370	231,039	270,601	273,411	279,847
生活衛生資金	408	5,321	4,790	7,206	11,099	15,555	20,788	20,205	12,311	11,009	10,384
医療資金	118	5,280	15,275	15,239	24,995	33,873	25,362	19,118	14,905	20,577	22,779
農林漁業資金	1,169	25,170	44,739	55,806	55,206	50,479	38,753	24,691	26,737	27,241	28,487
住宅資金	1,404	122,692	313,328	466,660	660,687	902,534	783,421	514,121	131,360	120,984	110,454
特殊資金	262	244	118	36	－	－	－	－	－	－	－
特別資金	4,504	1,565	85	29	2	－	－	－	－	－	－
承継貸付	41,724	23,993	11,696	5,855	3,412	2,096	0	－	－	－	－
小計	60,603	352,133	688,753	832,075	1,235,205	1,697,474	1,600,155	1,167,056	849,090	858,698	864,112
出資	－	－	400	380	700	1,420	2,260	2,842	7,034	6,949	7,473
合計	60,603	352,133	689,153	832,455	1,235,905	1,698,894	1,602,415	1,169,898	856,124	865,647	871,585

資金別融資実績の推移

産業開発資金（単位：億円）

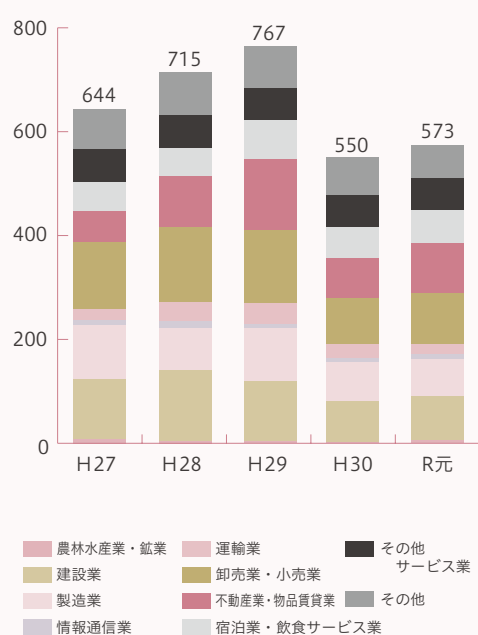


貸付金の業種別貸付状況

(単位：百万円)

	平成 27	28	29	30	令和元年度
製造業・鉱業・建設業	1,000	—	—	—	1,350
電気・ガス業	11,630	10,354	20,277	10,276	18,428
運輸業	800	13,184	3,366	1,000	3,632
卸売業・小売業	1,180	290	1,000	3,800	910
不動産業・物品賃貸業	34,965	23,356	17,331	18,988	10,249
宿泊業・飲食サービス業	520	16,892	19,550	1,840	3,890
その他	2,160	1,273	2,104	4,660	1,824
合計	52,255	65,349	63,628	40,564	40,283

中小企業等資金（単位：億円）

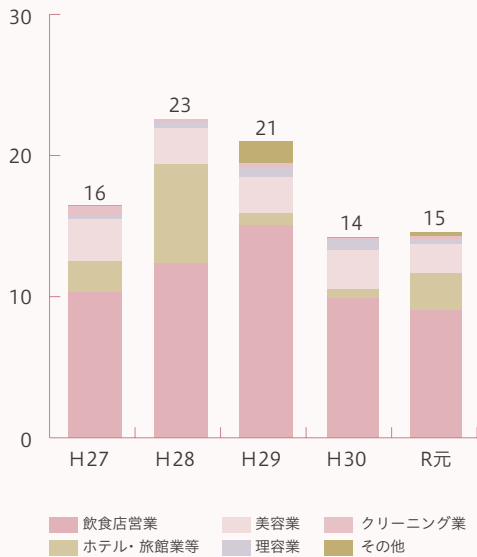


貸付金の業種別貸付状況

(単位：百万円)

	平成 27	28	29	30	令和元年度
農林水産業・鉱業	958	445	332	176	552
建設業	11,513	13,593	11,667	7,877	8,528
製造業	10,335	8,216	10,191	7,562	7,167
情報通信業	935	1,236	909	633	917
運輸業	2,172	3,690	4,016	2,806	1,946
卸売業・小売業	12,957	14,344	14,137	8,764	9,743
不動産業・物品賃貸業	5,918	9,874	13,672	7,838	9,604
宿泊業・飲食サービス業	5,674	5,478	7,595	5,787	6,490
その他サービス業	6,325	6,194	6,184	6,277	6,067
その他	7,639	8,435	8,023	7,265	6,320
合計	64,426	71,505	76,727	54,984	57,332

生活衛生資金（単位：億円）

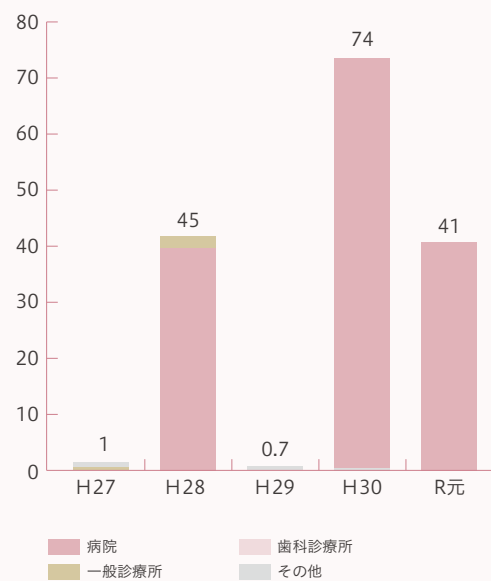


貸付金の業種別貸付状況

（単位：百万円）

	平成 27	28	29	30	令和元年度
飲 食 店 営 業	1,031	1,237	1,504	987	906
ホ テ ル・旅 館 業 等	218	701	89	65	256
美 容 業	295	255	254	277	208
理 容 業	30	45	67	69	36
ク リ ー ニ ン グ 業	66	15	32	13	20
そ の 他	6	－	153	9	34
合 計	1,644	2,253	2,099	1,420	1,460

医療資金（単位：億円）

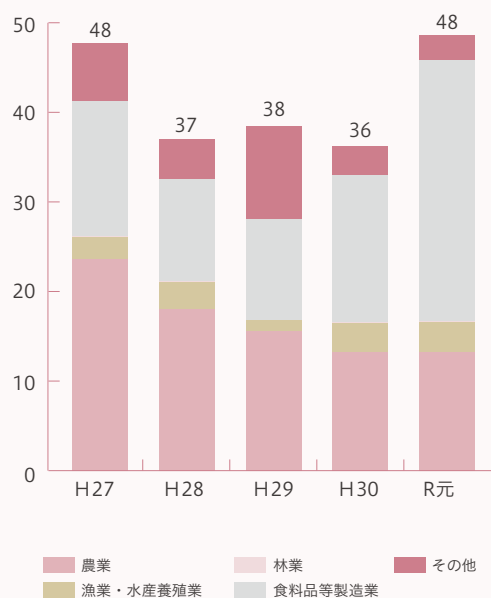


貸付金の施設別貸付状況

（単位：百万円）

	平成 27	28	29	30	令和元年度
病 院	－	4,300	－	7,300	4,080
一 般 診 療 所	46	219	－	－	－
歯 科 診 療 所	－	－	－	－	－
そ の 他	100	－	70	50	－
合 計	146	4,519	70	7,350	4,080

農林漁業資金（単位：億円）

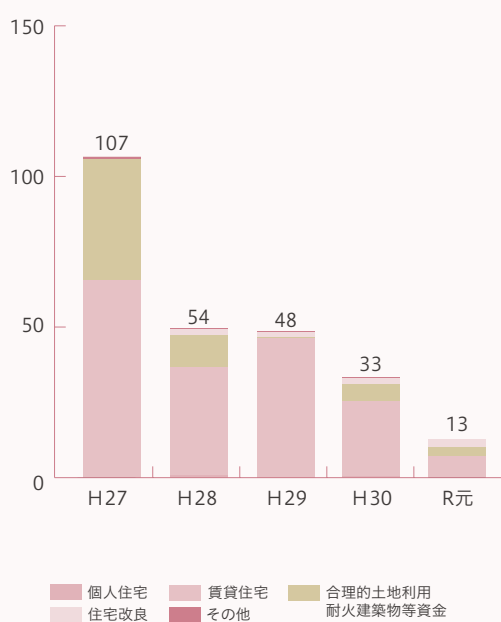


貸付金の業種別貸付状況

（単位：百万円）

	平成 27	28	29	30	令和元年度
農 業	2,360	1,798	1,556	1,319	1,272
漁 業・水 産 養 殖 業	240	311	115	334	343
林 業	12	9	10	10	10
食 料 品 等 製 造 業	1,508	1,137	1,127	1,632	2,923
そ の 他	655	439	1,036	329	272
合 計	4,774	3,693	3,844	3,624	4,820

住宅資金（単位：億円）



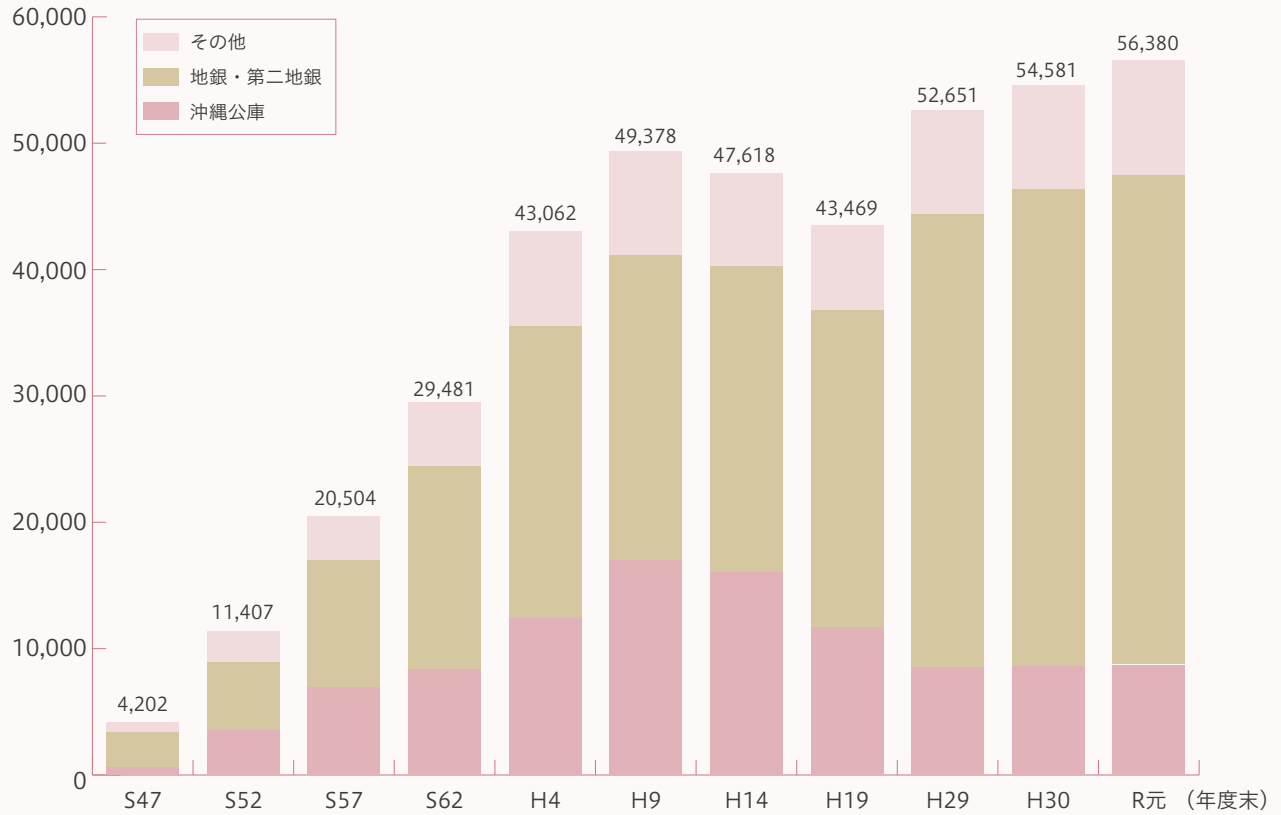
貸付金の種類別貸付状況

（単位：百万円）

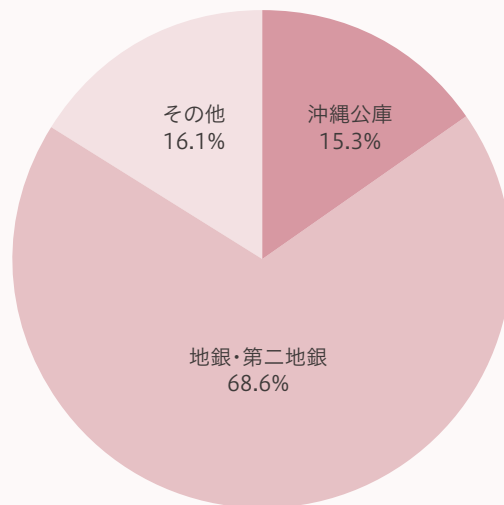
	平成 27	28	29	30	令和元年度
個 人 住 宅	26	94	29	55	—
賃 貸 住 宅	6,539	3,902	4,595	2,466	714
合理的土地利用耐火建築物等資金	4,000	1,170	34	585	278
住 宅 改 良	77	223	181	176	287
そ の 他	14	29	7	34	—
合 計	10,656	5,420	4,848	3,316	1,279

沖縄県内融資残高の推移

(単位：億円)



沖縄県内融資残高構成比 (令和元年度末)



注)「地銀・第二地銀」…沖縄県内に本店を置く地銀・第二地銀

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 30 年度	令和元年度
貸付金	852,949	858,365
出資金	6,949	7,473
現金預け金	27,481	21,895
有価証券	5,749	5,747
代理店勘定	87	53
未収収益	687	622
雑勘定	6	13
固定資産	6,682	6,547
保証債務見返	0	—
貸倒引当金	△ 7,313	△ 7,781
資産合計	893,277	892,933
借入金	561,673	574,768
債券	177,173	167,330
債券発行差額	△ 1	△ 1
貸付受入金	71,021	62,816
未払費用	1,015	891
雑勘定	132	104
賞与引当金	165	168
退職給付引当金	2,381	2,465
保証債務	0	—
負債合計	813,558	808,541
資本金	78,324	83,067
積立金	1,410	1,395
当期末処分利益又は当期末処理損失 (△)	△ 16	△ 71
純資産合計	79,719	84,392
負債・純資産合計	893,277	892,933

(注) 貸借対照表の「当期末処分利益(又は当期末処理損失)」及び損益計算書の「当期利益金(又は当期損失金)」は、一般勘定の利益金については国庫納付することとし、米穀資金・新事業創出促進特別勘定の利益金(又は損失金)については、沖縄振興開発金融公庫法施行令附則第4条第2項(又は第3項)の規定により同勘定の積立金として積み立てる(又は減額して整理する)こととしています。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 30 年度	令和元年度
経常収益	20,227	17,855
貸付金利息		
公庫貸付金利息	10,532	9,504
受取配当金	26	39
住宅資金貸付手数料収入	11	9
受託手数料	5	5
一般会計より受入	523	490
エネルギー対策特別会計より受入	7	6
有価証券益	13	13
雑収入	47	476
貸倒引当金戻入	9,062	7,313
特別利益	43	—
経常費用	20,267	17,926
借入金利息	3,257	2,896
債券利息	1,430	1,074
業務委託費	58	84
事務費	4,518	4,492
債券発行諸費	103	47
償却費	3,576	1,257
貸付金償却	3,433	1,108
固定資産減価償却費	143	149
貸倒引当金繰入	7,313	7,781
雑損	13	296
特別損失	18	—
当期利益金又は当期損失金 (△)	△ 16	△ 71

重要な会計方針等 (令和元年度決算)

- 有価証券の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法によっている。
- 固定資産の減価償却方法
法人税法(昭和40年法律第34号)の基準を採用し、定額法により行っている。
なお、減価償却累計額は次のとおりである。
固定資産 3,372百万円
- 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金
貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、沖縄振興開発金融公庫の国庫納付金に関する政令(昭和26年政令第162号)第1条第3項の規定により、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額の範囲内で計上している。
 - 賞与引当金
賞与引当金は、役員及び職員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上している。
 - 退職給付引当金
退職給付引当金は、役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。
退職一時金については、当公庫は職員300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、自己都合によ

る期末退職金要支給額を退職給付債務とする方法によっている。

なお、企業年金基金制度については、基金全体の平成31年3月末の年金債務額から令和2年3月末の年金資産額を控除した不足額を標準給与月額の内積振興開発金融公庫の負担割合に応じて退職給付債務を計上している。

- その他財務諸表作成のための重要な事項
 - 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。
 - 繰延勘定の処理方法
債券発行費
支出時に全額費用として処理している。
 - 債券発行差額の償却基準
債券の償還年限(9又は19年間)で均等償却している。
 - 延滞債権額
貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)は、3,530百万円となっている。

財務の状況

主要経営指標の推移

(単位：百万円)

科 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
経常収益	24,023	23,203	21,307	20,227	17,855
当期利益金又は当期損失金 (△)	△ 114	199	389	△ 16	△ 71
貸付金残高	801,333	815,558	843,341	852,949	858,365
純資産残高	78,937	79,515	79,696	79,719	84,392
総資産残高	828,265	861,145	880,424	893,277	892,933

(注) 貸付金残高には、社債の取得は含まれません。

資金計画の実績推移

(単位：億円)

科 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
(支出)					
貸付金	1,332	1,259	1,368	1,326	1,166
出資金	7	7	3	2	11
借入金等償還	951	1,043	944	928	925
事業損金等	308	487	371	380	306
合計 (A)	2,597	2,796	2,686	2,636	2,408
(収入)					
貸付回収金	1,402	1,354	1,209	979	1,018
事業益金等	400	325	490	384	432
合計 (B)	1,802	1,679	1,699	1,363	1,450
借入金・債券 (A) - (B)	795	1,118	988	1,273	958
(借入金・債券の内訳)					
借入金	692	864	785	970	855
財政融資資金借入金	680	863	785	970	855
独立行政法人勤労者退職金共済機構借入金	12	1	0	0	0
債 券	103	253	203	303	103
沖縄振興開発金融公庫債券	100	250	200	300	100
沖縄振興開発金融公庫住宅地債券	3	3	3	3	3

(注) 民間借入金は、公庫法の規定により借入れした事業年度内に償還することが定められており、年度末の残高はゼロであるため本表には表示していません。なお、借入実績については、平成 27 年度 103 億円となっています。

借入金等の明細

(単位：百万円)

借入金等の名称	当期首残高	当期借入額	当期償還額	当期末残高
財政融資資金借入金	555,233	85,500	71,683	569,050
産業投資借入金	156	－	54	102
一般会計借入金	7	－	3	5
独立行政法人勤労者退職金共済機構借入金	6,276	－	665	5,611
合 計	561,673	85,500	72,405	574,768

債券の明細

(単位：百万円)

債券の名称	当期首残高	当期発行額	当期償還額	当期末残高
沖縄振興開発金融公庫債券	175,000	10,000	20,000	165,000
沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券	2,173	275	118	2,330
合 計	177,173	10,275	20,118	167,330

引当金の明細

(単位：百万円)

引当金の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	7,313	7,781	7,313	7,781
賞与引当金	165	168	165	168
退職給付引当金	2,381	311	227	2,465

(注) 貸倒引当金の当期減少額は、洗替えによる取崩し額です。

出資者及び出資額の明細

(単位：百万円)

国の会計区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
一般会計	45,618	3,600	－	49,218
承 継	21,556	－	－	21,556
財政投融资特別会計投資勘定	11,150	1,144	－	12,294
合 計	78,324	4,744	－	83,068

固定資産の明細

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高 (取得価額)	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末残高 (取得価額)	減価償却累計額		差引当期末 残 高
						当期償却額	
土 地	3,313	－	－	3,313	－	－	3,313
建 物	6,095	2	－	6,097	3,014	135	3,084
構築物	238	－	－	238	199	5	39
機械器具備品	198	2	1	199	159	9	39
敷 金	61	0	－	62	－	－	62
固定資産仮払金	－	10	－	10	－	－	10
合 計	9,906	14	1	9,919	3,372	149	6,547

保有有価証券の状況

(単位：億円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1. 株式及社債	43	43	57	57	57
2. 運用に係るもの	有価証券期末残高				
	有価証券平均残高				
	48	—	—	—	—

(注) 株式及社債は、資産流動化法に基づき取得した特定社債です。

資本金の推移

(単位：百万円)

年 度	資本金額	年 度	資本金額	年 度	資本金額	年 度	資本金額
昭和47年5月(設立時)	21,556	平成2～3年度	28,526	平成13年度	68,582	平成28年度	77,672
47～52	24,556	4	29,183	14～16	70,182	29	77,837
53	24,656	5	30,550	17～19	70,232	30	78,324
54	24,856	6	31,580	20～21	71,692	令和元年度	83,068
55～56	24,956	7	36,116	22	71,892		
57	25,356	8	39,767	23	72,336		
58	26,956	9	43,618	24	73,489		
59～62	27,556	10	52,918	25	74,089		
63	27,956	11	58,605	26	75,828		
平成元年度	28,026	12	63,192	27	77,293		

事務費の明細

(単位：百万円)

	平成 30 年度	令和元年度
役員給	80	80
職員基本給・諸手当	1,584	1,641
賞与引当金繰入	165	168
退職給付費用	314	311
諸支出金	256	266
旅 費	84	86
業務諸費	1,976	1,888
債権保全費	16	2
税 金	43	50
合 計	4,518	4,492

経費率

(単位：億円、%)

	平成 30 年度	令和元年度
経費 (A)	47	46
貸付金平均残高(B)(貸付受入金平均残高を除く)	7,622	7,855
経費率 (A) / (B)	0.61	0.59

(注) 経費＝事務費＋業務委託費＋債券発行諸費

利益率

(単位：%)

	平成 30 年度	令和元年度
総資産経常利益率	—	—
資本経常利益率	—	—
総資産当期利益率	—	—
資本当期利益率	—	—

(注) 1. 総資産経常(当期)利益率＝経常(当期)利益／総資産(保証債務見返勘定を除く)平均残高×100
 2. 資本経常(当期)利益率＝経常(当期)利益／資本勘定(貸倒引当金勘定を含む)平均残高×100

(参考) 自己資本比率

(単位：億円、%)

項 目		平成 30 年度	令和元年度
基本的項目	資本金	783	831
	米穀資金・新事業創出促進積立金	14	14
	当期末処分利益又は当期末処理損失 (△)	△ 0	△ 1
	合 計 (A)	797	844
補完的項目	一般貸倒引当金 (不参入額差引後) (B)	48	49
自己資本計	(A) + (B) (C)	846	893
リスク・アセット等	資産 (オン・バランス) 項目	7,644	7,782
	オフ・バランス取引項目	0	－
	オペレーショナルリスク相当額を 8% で除して得た額	114	108
合 計 (D)		7,758	7,890
自己資本比率 = (C) / (D) × 100		10.90	11.32

- (注) 1. 自己資本比率は、銀行法第 14 条の 2 の規定に基づく平成 18 年金融庁告示第 19 号に定められた算式に準拠して算出しています。
国内基準を適用のうえ、信用リスクアセットの算出において標準的手法を、オペレーショナル・リスクにおいて基礎的手法を採用しています。
マーケットリスクは適用していません。
2. 自己資本比率は小数点第 3 位以下を切り捨てています。
3. 当期末処分利益又は当期末処理損失については、米穀資金・新事業創出促進特別勘定分のみを記載しています。

資金運用収支の内訳等

(単位：億円、%)

	平成 30 年度			令和元年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	7,621	105	1.38	7,854	95	1.21
資金調達勘定	7,023	47	0.67	7,251	39	0.54
資金運用収支 (利回り差)	－	58	(0.71)	－	55	(0.66)

- (注) 1. 資金運用勘定 (平均残高) = 貸付金平均残高 - 貸付受入金平均残高
2. 資金調達勘定 (平均残高) = 借入金等平均残高
3. 資金運用収支 = 貸付金利息 - 借入金利息 - 債券利息 - 寄託金利息

貸付金利息・支払利息の分析

(単位：億円)

	平成 30 年度			令和元年度		
	残高による増減	利回りによる増減	純増減	残高による増減	利回りによる増減	純増減
貸付金利息	4	△ 12	△ 8	3	△ 13	△ 10
支払利息	2	△ 9	△ 7	1	△ 8	△ 7

(参考) 各種金利の推移 (月末時点)

(単位：%)

年 月	基準金利	住宅資金金利	長期プライムレート	財政融資資金貸付金利			
				①	②		
31 年 1 月	0.81 (0.70)	1.00	1.00	0.01	0.20	－	－
2 月	↓ (↓)	0.93	↓	↓	↓	－	－
3 月	↓ (↓)	0.90	↓	↓	↓	－	－
				③	④	⑤	⑥
4 月	↓ (↓)	0.93	↓	0.002	0.040	0.200	0.300
5 月	↓ (↓)	0.94	↓	↓	0.060	↓	↓
6 月	↓ (↓)	0.92	↓	0.001	0.040	↓	↓
7 月	↓ (0.65)	0.83	0.95	0.002	0.010	0.080	0.200
8 月	↓ (↓)	0.82	↓	↓	0.008	0.070	↓
9 月	↓ (↓)	0.76	↓	↓	0.004	0.020	0.040
10 月	↓ (↓)	0.77	↓	↓	0.005	0.060	0.200
11 月	↓ (↓)	0.82	↓	↓	0.020	0.090	↓
12 月	↓ (↓)	0.86	↓	0.003	0.030	0.200	↓
令和 2 年 1 月	↓ (↓)	0.92	↓	0.005	0.070	↓	0.300
2 月	↓ (↓)	0.93	↓	0.001	0.030	0.100	0.200
3 月	↓ (↓)	0.60	↓	0.002	↓	↓	↓

- (注) 1. 基準金利欄は、中小企業資金の基準金利 (() 内は産業開発資金の基準金利) で、貸付期間 10 年 (据置なし) の金利です。
2. 財政融資資金貸付金利率欄は、平成 31 年 3 月までは①期間 9 年据置 1 年、②期間 19 年据置 2 年の金利です。
3. 平成 31 年 4 月からは、③期間 7 年据置 1 年、④期間 15 年据置 2 年、⑤期間 20 年据置 2 年、⑥期間 25 年据置 2 年の金利です。

貸付金の状況

総貸付金残高

(単位：億円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
期末残高	8,013	8,156	8,433	8,529	8,584
平均残高	7,902	7,966	8,114	8,357	8,407

(注) 社債の取得は含みません。

業種別貸付金残高

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
農林水産業	19,720	19,829	19,491	19,001	18,213
鉱業・採石業・砂利採取業	1,895	1,875	1,614	1,442	1,387
建設業	29,270	32,069	32,693	31,867	32,080
製造業	43,944	41,506	42,837	43,578	47,986
電気・ガス・熱供給・水道業	114,722	111,490	119,612	117,835	124,699
情報通信業	6,929	6,460	5,924	4,813	4,366
運輸業・郵便業	40,331	46,793	49,484	48,537	46,323
卸売業・小売業	55,536	54,678	56,383	56,965	56,143
金融業・保険業	167	264	314	313	312
不動産業・物品賃貸業	212,850	225,293	236,201	250,113	254,301
学術研究・専門・技術サービス業	4,063	4,391	4,241	4,773	4,735
宿泊業・飲食サービス業	54,887	70,922	89,870	90,556	92,523
生活関連サービス業・娯楽業	23,503	24,203	23,806	22,956	23,926
教育・学習支援業	5,483	5,548	5,446	9,153	9,309
医療・福祉	42,869	45,466	44,301	48,506	48,752
複合サービス事業	184	260	236	280	236
サービス業（他に分類されない）	9,498	9,363	9,517	11,409	12,095
その他	139,829	119,498	107,120	96,601	86,726
合 計	805,682	819,907	849,090	858,698	864,112

(注)「その他」は、教育資金、恩給担保資金及び住宅資金（個人関係）等に係るものです。

使途別貸付金残高

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
設備資金	684,102	694,060	721,546	738,283	746,194
運転資金	121,580	125,847	127,544	120,414	117,919
合 計	805,682	819,907	849,090	858,698	864,112

業種別・資金使途別貸付金残高

(単位：百万円)

	平成 30 年度			令和元年度		
	設備資金	運転資金	合 計	設備資金	運転資金	合 計
農林水産業	10,801	8,200	19,001	10,606	7,607	18,213
鉱業・採石業・砂利採取業	1,266	176	1,442	1,115	272	1,387
建設業	9,135	22,732	31,867	10,943	21,137	32,080
製造業	28,589	14,989	43,578	34,232	13,754	47,986
電気・ガス・熱供給・水道業	117,761	74	117,835	124,633	66	124,699
情報通信業	2,555	2,258	4,813	2,105	2,262	4,366
運輸業・郵便業	45,965	2,573	48,537	43,798	2,524	46,323
卸売業・小売業	28,754	28,210	56,965	29,577	26,566	56,143
金融業・保険業	128	185	313	129	183	312
不動産業・物品賃貸業	244,904	5,209	250,113	248,979	5,322	254,301
学術研究・専門・技術サービス業	1,741	3,033	4,773	1,720	3,014	4,735
宿泊業・飲食サービス業	84,720	5,836	90,556	85,693	6,831	92,523
生活関連サービス業・娯楽業	19,497	3,458	22,956	19,038	4,888	23,926
教育・学習支援業	7,797	1,356	9,153	8,152	1,157	9,309
医療・福祉	43,885	4,621	48,506	44,947	3,805	48,752
複合サービス事業	168	111	280	154	82	236
サービス業(他に分類されない)	8,876	2,533	11,409	9,490	2,605	12,095
その他	81,740	14,861	96,601	70,882	15,844	86,726
合 計	738,283	120,414	858,698	746,194	117,919	864,112

(注)「その他」は、教育資金、恩給担保資金及び住宅資金(個人関係)等に係るものです。

職員 1 人当たり及び 1 店舗当たりの貸付金残高

(単位：百万円)

	平成 30 年度	令和元年度
職員 1 人当たり残高	3,994	4,019
1 店舗当たり残高	143,116	144,019

貸付金償却額

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
貸付金償却額	2,003	1,828	1,745	3,433	1,108

延滞債権額 (6 ヶ月以上延滞)

(単位：百万円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延滞債権額 (A)	4,271	4,123	3,598	2,846	3,530
総貸付金残高 (B)	801,333	815,558	843,341	852,949	858,365
比率 (A) / (B) × 100	0.53	0.51	0.43	0.33	0.41

(注) 1. 延滞債権額：弁済期限を 6 ヶ月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高額
2. 総貸付金残高には、社債の取得は含みません。

行政コスト計算財務書類

沖縄公庫を含む特殊法人等は、国民に対する説明責任を確保し、透明性の一層の向上を図る観点から「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」(平成13年6月財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会の報告書に基づく通達)に拠り、行政コスト計算財務書類を作成公表しています。

行政コスト計算財務書類とは、特殊法人等が民間企業として活動を行っているとは仮定して企業会計原則に準拠した民間企業仮定財務諸表を作成するとともに、通常コストとして認識されない政府出資金等に係る機会費用についても加算し、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類です。

行政コスト計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 30 年度	令和元年度
I 業務費用		
仮定損益計算書上の費用		
資金調達費用	4,687	3,970
役務取引等費用	58	84
その他業務費用	103	47
業務経費	4,641	4,666
その他経常費用	1,761	2,117
特別損失	31	0
(控除) 業務収益		
資金運用収益	△ 10,581	△ 9,557
役務取引等収益	△ 16	△ 14
その他経常収益	△ 41	△ 557
特別利益	△ 53	—
業務費用合計	588	757
II 機会費用		
政府出資の機会費用	—	26
低利借入金に係る機会費用	3	2
公務員からの出向職員に係る退職給付引当金増加額	8	8
機会費用合計	11	36
III 行政コスト	600	793

民間企業仮定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成30年度	令和元年度
(資産の部)		
現金預け金	27,568	21,947
現金	4	8
預け金	27,564	21,939
有価証券	11,726	12,420
株式	5,998	6,687
社債	5,728	5,733
貸出金	781,927	795,549
手形貸付	2,230	135
証書貸付	850,719	858,230
未貸付額	△ 71,021	△ 62,816
その他資産	716	659
未収収益	649	584
その他の資産	67	75
有形固定資産	8,111	7,637
建物	6,084	6,086
土地	3,295	3,295
建設仮勘定	—	10
その他の有形固定資産	2,870	2,786
減価償却累計額	△ 4,137	△ 4,540
無形固定資産	562	528
ソフトウェア	369	505
ソフトウェア仮勘定	193	24
支払承諾見返	0	—
貸倒引当金	△ 7,315	△ 8,107
資産の部合計	823,296	830,634
(負債の部)		
借入金	561,673	574,768
債券	177,172	167,328
その他負債	2,707	2,216
未払費用	1,015	891
その他の負債	1,693	1,324
賞与引当金	165	168
退職給付引当金	2,381	2,465
支払承諾	0	—
負債の部合計	744,098	746,945
(純資産の部)		
資本金	78,324	83,068
利益剰余金	895	635
その他利益剰余金	895	635
米穀資金・新事業創出促進積立金	1,410	1,395
繰越利益剰余金	△ 515	△ 760
その他有価証券評価差額金	△ 21	△ 14
純資産の部合計	79,199	83,689
負債及び純資産の部合計	823,296	830,634

民間企業仮定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成30年度	令和元年度
経常収益	11,169	10,624
資金運用収益	10,581	9,557
貸出金利息	10,542	9,505
有価証券利息配当金	39	52
その他の受入利息	0	0
役務取引等収益	16	14
国庫補助金収入	7	6
政府補助金収入	523	490
その他経常収益	41	557
その他の経常収益	41	557
経常費用	11,249	10,884
資金調達費用	4,687	3,970
借入金利息	3,257	2,896
債券利息	1,430	1,074
役務取引等費用	58	84
その他業務費用	103	47
業務経費	4,641	4,666
その他経常費用	1,761	2,117
貸倒引当金繰入額	540	1,552
貸出金償却	1,146	348
株式等償却	64	210
その他の経常費用	11	7
経常利益又は経常損失 (△)	△ 81	△ 260
特別利益	53	—
固定資産処分益	53	—
特別損失	31	0
固定資産処分損	1	0
減損損失	30	—
当期純利益又は当期純損失 (△)	△ 58	△ 260

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 30 年度	令和元年度
I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益又は当期純損失 (△)	△ 58	△ 260
減価償却費	779	778
減損損失	30	—
貸倒引当金の増減額	△ 1,747	792
退職給付引当金の増減額	122	84
賞与引当金の増減額	10	3
資金運用収益	△ 10,581	△ 9,557
資金調達費用	4,687	3,970
有価証券関連損	68	△ 140
固定資産処分損益	△ 52	0
貸出金の純増減	△ 31,256	△ 13,622
債券の純増減	10,213	△ 9,843
借用金の純増減	24,291	13,095
資金運用による収入	10,633	9,622
資金調達による支出	△ 4,891	△ 4,099
その他	59	△ 29
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,306	△ 9,205
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 240	△ 1,073
有価証券の売却による収入	321	526
有形固定資産の取得による支出	△ 520	△ 14
無形固定資産の取得による支出	△ 181	△ 127
有形固定資産の売却による収入	138	—
その他	—	△ 0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 481	△ 689
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資金の受入による収入	487	4,744
国庫納付による支出	△ 448	—
リース債務の返済による支出	△ 470	△ 471
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 431	4,273
IV 現金及び現金同等物の増加額 (△減少額)	1,394	△ 5,621
V 現金及び現金同等物の期首残高	26,174	27,568
VI 現金及び現金同等物の期末残高	27,568	21,947

民間企業仮定株主資本等変動計算書 (平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本				評価・換算差額等	
	資本金	利益剰余金		株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	純資産 合 計
		米穀資金・新事業 創出促進積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	77,837	1,470	△ 68	79,239	19	79,258
当期変動額						
出資金の受入	487			487		487
国庫納付			△ 448	△ 448		△ 448
当期純損失			△ 58	△ 58		△ 58
米穀資金・新事業創出促進積立金		△ 59	59	—		—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					△ 40	△ 40
当期変動額合計	487	△ 59	△ 447	△ 20	△ 40	△ 59
当期末残高	78,324	1,410	△ 515	79,219	△ 21	79,199

民間企業仮定株主資本等変動計算書 (平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本				評価・換算差額等	
	資本金	利益剰余金		株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	純資産 合 計
		米穀資金・新事業 創出促進積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	78,324	1,410	△ 515	79,219	△ 21	79,199
当期変動額						
出資金の受入	4,744			4,744		4,744
当期純損失			△ 260	△ 260		△ 260
米穀資金・新事業創出促進積立金		△ 16	16	—		—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					7	7
当期変動額合計	4,744	△ 16	△ 245	4,484	7	4,490
当期末残高	83,068	1,395	△ 760	83,703	△ 14	83,689

(注) 1. 米穀資金・新事業創出促進積立金については民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、現行の財務諸表から計算された金額です。
2. 米穀資金・新事業創出促進積立金は、沖縄振興開発金融公庫法施行令附則第 4 条第 2 項に基づく法第 19 条第 4 項の業務に係る積立金です。

財務書類の注記

平成 30 年度

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
2. 固定資産の償却方法
(1)有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8～50年
動産 3～20年
(2)無形固定資産
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
自社利用のソフトウェア（公庫内利用分）については、公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
(3)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
(1)貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている貸倒引当金算定基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績率等に基づき引き当てております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、業務関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2)賞与引当金

賞与引当金は、役員及び職員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。
退職給付引当金は、役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
なお、企業年金基金制度については、基金全体の平成30年3月末の年金債務額から平成31年3月末の年金資産額を控除した積立不足額を標準給付月額当公庫の負担割合に応じた退職給付債務を認識しております。また、退職一時金については、当公庫は職員300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、自己都合による期末退職金要支給額を退職給付債務とする方法によっております。

令和元年度

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
同左
2. 固定資産の償却方法
(1)有形固定資産（リース資産を除く）
同左
(2)無形固定資産
同左
(3)リース資産
同左
3. 引当金の計上基準
(1)貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている貸倒引当金算定基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年3月17日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで引き当てており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、業務関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2)賞与引当金

同左

(3)退職給付引当金

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。
退職給付引当金は、役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
なお、企業年金基金制度については、基金全体の平成31年3月末の年金債務額から令和2年3月末の年金資産額を控除した積立不足額を標準給付月額当公庫の負担割合に応じた退職給付債務を認識しております。また、退職一時金については、当公庫は職員300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、自己都合による期末退職金要支給額を退職給付債務とする方法によっております。

平成 30 年度

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

5. 債券発行費の会計処理

支出時に全額費用として処理しております。

注記事項－貸借対照表関係

1. リスク管理債権の明細

貸出金のうち、破綻先債権額は446百万円、延滞債権額は15,841百万円であります。なお、破綻先債権とは、資産査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸出金であります。また、延滞債権とは、資産査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸出金であります。

貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は0百万円であります。なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は29,126百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

上記の債権額は、金融検査マニュアルに準じた資産査定結果を踏まえ算出したもので、貸倒引当金控除前の金額であります。なお、上記債権額は未貸付額を含んだ金額であります。

2. 未貸付額

貸借対照表にて、貸出金より控除している未貸付額は、貸付資金の未交付額であります。

3. 有価証券関係

(1)子会社株式及び関連会社株式

時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の民間企業仮定貸借対照表計上額は以下の通りです。

(単位:百万円)

区 分	民間企業仮定貸借対照表計上額
関連会社株式	2,115
合 計	2,115

(※1) 関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価の対象とはしていません。

(2)その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	民間企業仮定 貸借対照表計上額	取得原価	差額
時価が民間企業仮定貸借対照表計上額を超えないもの	社債	5,728	5,749	△21
	合計	5,728	5,749	△21

(※1) 社債の時価については、当期末において同様の新規引受を行った場合に想定される信用リスクを加味した利率により、将来の元利金の受取額を割り引いた現在価値を時価としています。

令和元年度

4. 消費税等の会計処理

同左

5. 債券発行費の会計処理

同左

注記事項－貸借対照表関係

1. リスク管理債権の明細

貸出金のうち、破綻先債権額は657百万円、延滞債権額は14,625百万円であります。なお、破綻先債権とは、資産査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸出金であります。また、延滞債権とは、資産査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸出金であります。

貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は47百万円であります。なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は30,505百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

上記の債権額は、資産査定結果を踏まえ算出したもので、貸倒引当金控除前の金額であります。なお、上記債権額は未貸付額を含んだ金額であります。

2. 未貸付額

同左

3. 有価証券関係

(1)子会社株式及び関連会社株式

同左

(2)その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	民間企業仮定 貸借対照表計上額	取得原価	差額
時価が民間企業仮定貸借対照表計上額を超えないもの	社債	5,733	5,747	△14
	合計	5,733	5,747	△14

(※1) 社債の時価については、当期末において同様の新規引受を行った場合に想定される信用リスクを加味した利率により、将来の元利金の受取額を割り引いた現在価値を時価としています。

平成 30 年度

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券の民間企業仮定貸借対照表計上額は以下の通りです。

(単位: 百万円)

区分	民間企業仮定貸借対照表計上額
非上場株式	3,883
合計	3,883

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価の対象とはしていません。

注記事項－キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、民間企業仮定貸借対照表上の「現金預け金」であります。

現金及び現金同等物の期末残高と民間企業仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

現金預け金勘定	27,568百万円
現金及び現金同等物	27,568百万円

注記事項－行政コスト計算書関係

1. 機会費用の計上基準

(1) 政府出資

政府出資金に係る機会費用の算定における利率は0%を採用しております。

(2) 通常の資金調達よりも有利な条件による資金調達

無利率による政府からの資金調達に係る機会費用は、各年度における通常の資金調達に係る約定利率の加重平均値を実質金利として算定し、これを各無利率借入金の借入残高に乗じて算定しております。

なお、約定利率の各年度の加重平均値は、下記のとおりであります。

平成26年度	0.371%
平成27年度	0.227%
平成28年度	0.073%
平成29年度	0.103%
平成30年度	0.100%

(3) 公務員からの出向職員に係る退職給付引当金の当期増加額
公務員からの出向職員に係る、自己都合による期末退職手当所要額と期首退職手当所要額の差額を計上しております。

その他

持分法損益

持分法を適用した場合の関連会社株式の評価額及び持分法を適用した場合の投資利益は次のとおりであります。

関連会社に対する投資の金額	2,115百万円
持分法を適用した場合の関連会社株式評価額	2,945百万円
貸借対照表価額との差額	830百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	77百万円

重要な後発事象

該当事項はありません。

令和元年度

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券の民間企業仮定貸借対照表計上額は以下の通りです。

(単位: 百万円)

区分	民間企業仮定貸借対照表計上額
非上場株式	4,572
合計	4,572

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価の対象とはしていません。

注記事項－キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、民間企業仮定貸借対照表上の「現金預け金」であります。

現金及び現金同等物の期末残高と民間企業仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

現金預け金勘定	21,947百万円
現金及び現金同等物	21,947百万円

注記事項－行政コスト計算書関係

1. 機会費用の計上基準

(1) 政府出資

政府出資金に係る機会費用の算定における利率は0.031%を採用しております。

(2) 通常の資金調達よりも有利な条件による資金調達

無利率による政府からの資金調達に係る機会費用は、各年度における通常の資金調達に係る約定利率の加重平均値を実質金利として算定し、これを各無利率借入金の借入残高に乗じて算定しております。

(3) 公務員からの出向職員に係る退職給付引当金の当期増加額
同左

その他

持分法損益

持分法を適用した場合の関連会社株式の評価額及び持分法を適用した場合の投資利益は次のとおりであります。

関連会社に対する投資の金額	2,115百万円
持分法を適用した場合の関連会社株式評価額	3,112百万円
貸借対照表価額との差額	997百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	167百万円

重要な後発事象

同左

参考情報

リスク管理債権等

沖縄公庫は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)」の対象ではありませんが、自己査定の結果を踏まえて、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権について開示しています。

1. リスク管理債権

銀行法に基づくリスク管理債権は以下のとおりです。

(単位：百万円)		
区 分	平成 30 年度	令和元年度
破綻先債権	446	657
延滞債権	15,841	14,625
3 カ月以上延滞債権	0	47
貸出条件緩和債権	29,126	30,505
合 計	45,413	45,834

※計数は、単位未満四捨五入によるため、各計数の和は必ずしも合計と一致しません。以下、各表とも同じ。

各区分の定義は以下のとおりです。

(1)破綻先債権

自己査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸付金

(2)延滞債権

自己査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸付金

(3)3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(上記(1)及び(2)を除く)

(4)貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(上記(1)～(3)を除く)

2. 金融再生法に基づく開示債権

金融再生法に基づく開示債権は以下のとおりです。

(単位：百万円)		
区 分	平成 30 年度	令和元年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6,298	7,284
危険債権	9,995	8,005
要管理債権	29,126	30,552
小 計	45,419	45,842
正常債権	813,933	818,861
合 計	859,352	864,703

各区分の定義は以下のとおりです。

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

(2)危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

(3)要管理債権

3 カ月以上延滞債権(上記(1)及び(2)を除く)及び貸出条件緩和債権(上記(1)及び(2)並びに「3 カ月以上延滞債権」を除く)

(4)正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)～(3)以外のものに区分される債権

自己査定・金融再生法開示債権・リスク管理債権一覧 (令和2年3月末時点)

(単位:百万円)

自己査定 債務者区分		自己査定分類区分				引当金 (引当率)	金融再生法 開示債権	リスク管理債権	
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類				
破綻先 実質破綻先		担保・保証による保全部分		非保全部分の全額を個別引当		4,173 (100%)	破産更生債権及び これらに準ずる債権 7,284	破綻先債権 657	
7,284		3,111		4,173					
破綻懸念先		担保・保証による保全部分		非保全部分の一部 (劣後ローン分は全額)を個別引当		劣後ローン 228 (100%) 606 (24.9162%)	危険債権 8,005	延滞債権 14,625	
8,005		5,345		2,661					
要 注 意 先	要管理先(注2)	貸倒実績率に基づく今後3年間の予 想損失により一般引当		劣後ローンの非 保全部分全額を 一般引当		劣後ローン 237 (100%) 1,002 (3,1404%)	要管理債権 30,552	3カ月以上延滞債権 47	
	32,159	31,922		237					
其 他 の 要 注 意 先	その他の要注意先	貸倒実績率に基づく今後1年間の 予想損失により一般引当		劣後ローンの非 保全部分全額を 一般引当		劣後ローン 425 (100%) 688 (1,5989%)	正常債権 818,861	貸出条件緩和債権 30,505	
	46,819	43,045		425					
正 常 先		同 上				746 (0.1051%)			
769,577		710,110							
地方公共団体に対する債権									
858									
総 計 (注1)							個別 5,008	総 計 864,703	リスク管理債権合計 45,834
864,703							一般 3,099		
							合計 8,107		

(注) 1. 自己査定の対象資産は貸付金、未収貸付金利息、貸付資産関連の仮払金、引受社債としての有価証券、引受社債関連の未収有価証券利息及び保証債務見返で、リスク管理債権は貸付金のみです。
2. 自己査定上の「要管理先」債権は、当該債務者に対する総与信ベースの金額です。
※計数は、単位未満四捨五入によるため、各計数の和は必ずしも合計と一致しません。

沖縄振興開発金融公庫法(抜粋)

(目的)

第1条 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄(沖縄県の区域をいう。以下同じ。)における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給し、もつて沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的とする。

(役員)

第8条 公庫に役員として理事長1人、副理事長1人、理事3人以内及び監事1人を置く。

(役員の給与及び退職手当の支給の基準)

第18条 公庫は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものと定めるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(業務の範囲)

第19条 公庫は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金(沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められるものとして主務大臣が定めるものに限る。)であつて次に掲げるものの貸付け、当該資金に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。)、当該資金の調達のために発行される社債(特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。)の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該保証に係る債務の履行期限(ただし、当該債務の保証の日から起算する。)、当該取得に係る社債の償還期限(ただし、当該取得の日から起算する。)及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限(ただし、当該譲受けの日から起算する。))は、一年未満のものであつてはならない。

イ 設備の取得(設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。)、改良若しくは補修(以下この号において「取得等」という。))に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む。))に必要な資金又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業(住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く。))に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金

ロ イに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金(沖縄における産業の振興開発に特に寄与する資金として主務大臣が定めるものに限る。))又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金

ハ イ又はロに掲げる資金の返済に必要な資金(イ又はロに掲げる資金の調達のために発行された社債の償還に必要な資金を含む。))

一の二 主務大臣の認可を受けて、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金(沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められるものとして主務大臣が定めるものに限る。))の出資を行うこと。

一の三 前2号に掲げるもののほか、前2号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務(前2号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る。))を行うこと。

二 沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営むものに

対して、小口の事業資金の貸付けを行い、並びに沖縄に住所を有する者に対して、小口の教育資金の貸付け(所得の水準その他の政令で定める要件を満たす者に対するものに限る。))を行い、及び恩給等を担保として小口の資金を貸し付けること。

三 次に掲げる者に対して、住宅の建設、住宅の用に供する土地の取得若しくは造成又は借地権の取得、幼稚園等又は関連利便施設の建設、関連公共施設の整備その他の政令で定める使途に充てるため必要な長期資金を貸し付けること及びこれらに関する業務で政令で定めるものを行うこと。

イ 沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする者

ロ 沖縄において親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

ハ 沖縄において次に掲げる者に対し住宅を建設して賃貸する事業を行う者(地方公共団体を除く。))

(1)自ら居住するため住宅を必要とする者

(2)自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者

二 沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする者又は親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者に対し住宅を建設して譲渡する事業又は住宅を建設してその住宅及びこれに付随する土地若しくは借地権を譲渡する事業を行う者

ホ 沖縄において土地若しくは借地権を取得し、土地を造成し、及び土地若しくは借地権を譲渡する事業又は土地を造成し、及び土地若しくは借地権を譲渡する事業を行う会社その他の法人並びにこれらの事業を行う地方公共団体並びに土地区画整理事業を行う者

ヘ その他政令で定める者

四 沖縄において農業(畜産業及び養蚕業を含む。)、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人その他政令で定める者に対して、必要な長期資金で政令で定めるものを貸し付けること。

五 沖縄において事業を行う中小企業者に対して事業の振興に必要な資金(特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従つて貸付けが行われる長期の資金又は沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められる長期の資金として、主務大臣が定めるものに限る。))の貸付けを行い、及び沖縄において事業を行う中小企業者が事業の振興に必要な長期資金を調達するために新たに発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く。))の応募その他の方法による取得(特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従つて行われるもの又は沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められるものとして、主務大臣が定めるものに限る。))を行うこと。

六 沖縄において病院、診療所、薬局その他政令で定める施設を開設する個人又は医療法人その他政令で定める法人に対して、当該施設(当該施設の運営に関し必要な附属施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設とする。))の設置、整備又は運営に必要な長期資金の貸付けを行い、及び沖縄において指定訪問看護事業を行う医療法人その他政令で定める者に対して、当該事業に必要な長期資金を貸し付けること。

七 沖縄において営業を営む生活衛生関係営業者その他の政令で定める者に対して、当該営業を営むのに要する資金(当該営業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要なものに限る。))並びに生活衛生関係営業者の共通の利益を推進するための事業その他当該営業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要な事業を行うのに要する資金で、政令で定めるものを貸し付けること。

- 八 公庫に対して次のイからニまでに掲げる債務を有する当該イからニまでに定める者（イ、ロ又はニに定める者にあつては、中小企業者又は中小規模の事業者として主務省令で定めるものに限る。）の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためにするものを行うこと。
- イ 第二号の規定による小口の事業資金の貸付けに係る債務 沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営むもの
- ロ 第四号の規定による貸付けに係る債務 同号に規定する者
- ハ 第五号の規定による貸付け又は同号の規定により公庫が取得した社債に係る債務 沖縄において事業を行う中小企業者
- ニ 前号の規定による貸付けに係る債務 同号に規定する政令で定める者
- 九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 小口の事業資金 株式会社日本政策金融公庫法（平成17年法律第57号）別表第1第1号の下欄に規定する小口の事業資金をいう。
- 一の二 小口の教育資金 株式会社日本政策金融公庫法別表第1第2号の下欄に規定する小口の教育資金をいう。
- 二 恩給等 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和29年法律第91号）第2条第1項に規定する恩給等をいう。
- 三～三の四（略）
- 四 中小企業者 株式会社日本政策金融公庫法第2条第3号に規定する中小企業者をいう。
- 四の二（略）
- 五 生活衛生関係営業者 株式会社日本政策金融公庫法第2条第1号に規定する生活衛生関係営業者をいう。
- 3・4（略）
- 5 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第3条から第9条までの規定は、公庫が同法第2条第1項に規定する恩給等を担保として貸付けをする場合について準用する。

（業務の委託等）

- 第20条 公庫は、主務省令で定める金融機関、地方公共団体その他政令で定める法人に対し、その業務（次条第1項の規定により委託を受けた業務を含む。）のうち政令で定めるものを委託することができる。この場合において、政令で定める法人に対し、政令で定める業務を委託しようとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。
- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、公庫が前項の規定により当該金融機関に対し委託した業務を受託することができる。
- 3 第1項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は同項に規定する政令で定める法人（以下「受託金融機関等」という。）の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務の受託）

- 第21条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、独立行政法人住宅金融支援機構の行う独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第13条第1項第1号から第3号までに規定する業務若しくはこれらに附帯する業務の一部、株式会社日本政策金融公庫の行う株式会社日本政策金融公庫法第11条第1項第2号の規定による同法別表第2第1号から第5号までに掲げる業務若しくはこれらに附帯する業務又は特別の法律によつて設立された法人で政令で定めるものの行う貸付けの業務を受託することができる。

- 2 公庫は、前項の規定により業務の委託を受けたときは、当該委託を受けた業務に係る貸付けによつて生ずる債務の保証を行うことができる。

（業務方法書）

- 第22条 公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

（事業計画及び資金計画）

- 第23条 公庫は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、並びに当該四半期における第26条第2項の規定による短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（参考）

「役員に対する給与及び退職手当の支給の基準」に係る公表について

当公庫の役員の給与及び退職手当の支給の基準は次のとおりです。これは沖縄振興開発金融公庫法第18条の規定に基づき、公表するものです。

役員に対する給与及び退職手当の支給の基準

（令和2年4月1日現在）

- 1 基本的な考え方（社会一般の情勢への適合）
- 沖縄振興開発金融公庫法第18条においては、役員の給与及び退職手当（以下「給与等」という。）の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定めることとされている。その際、基本的な考え方として次の点に配慮するものとする。
- (1) 役員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- (2) 役員の給与等は、沖縄振興開発金融公庫の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保しうるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
- (3) 役員の給与等は、沖縄振興開発金融公庫の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。
- 2 役員の給与等
- (1) 給与

給与の種類	支給基準等	
	月額（※）により支給	（※）本俸月額
イ 本 俸	月額（単位：千円）	
	理事長	1,106
	副理事長	950
	理事	822
	監事（非常勤）	492
ロ 特別調整手当	東京都特別区に在勤する役員 本俸月額×0.20	
ハ 通勤手当	一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第12条第1項及び第2項の規定に準じて支給	
ニ 特別手当	{ 本俸月額 + (本俸月額 × 0.45) } × 支給割合(※) × 在職期間(※) 令和元年度支給割合：3.40ヵ月	

(2) 退職手当

退職の日における本俸月額 × 0.104625 × 業績勘案率^(※1) × 在職期間(月数)

(※1) 外部の学識経験者で構成される業績評価委員会が、0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する率

(※2) 平成27年4月1日以降に退職する役員の退職手当は、当分の間、上記2(2)により計算した金額に、98分の100を乗じた金額とする。

役員退職手当の支給状況（令和元年度に支給された退職手当）

区分	支給額（総額）	在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要
-	- 千円	- 年 - 月	-	-	-

会計等に関する関連法の規定(抜粋)

◇沖縄振興開発金融公庫法

(資本金)

- 第4条 公庫の資本金は、附則第4条第2項の規定により政府から出資があつたものとされた金額に相当する金額とする。
- 2 政府は、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。
- 3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(予算及び決算)

- 第24条 公庫の予算及び決算に関しては、沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)の定めるところによる。

(国庫納付金)

- 第25条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならない。
- 2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。
- 3 第1項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計については、政令で定める。

(借入金等)

- 第26条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入れをすることができる。
- 2 公庫は、資金繰りのため必要があるときは、前項に規定する政府からの資金の借入れの予算で定める限度額及び次条第1項に規定する沖縄振興開発金融公庫債券(以下この項において「公庫債券」という。)の発行の予算で定める限度額の合計額に相当する金額から、前項の規定により既に借り入れている資金の借入れの額及び既に発行している公庫債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額(当該金額が第23条の規定により定めた短期借入金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額)を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金をすることができる。
- 3 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金をした事業年度内に償還しなければならない。
- 4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第10条第2項本文の規定による貸付け(以下「財形住宅貸付け」という。)に必要な資金を調達するため、政府以外の者から資金の借入れをすることができる。
- 5 公庫は、主務大臣の認可を受けて、沖縄における産業の振興開発に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、政令で定めるところにより、寄託金の受入れをすることができる。
- 6 第1項、第2項、第4項及び前項に規定する場合を除くほか、公庫は、資金の借入れ又は寄託金の受入れをしてはならない。

(債券の発行)

- 第27条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、沖縄振興開発金融公庫債券(以下「公庫債券」という。)を発行することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、公庫は、公庫債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、公庫債券を発行することができる。
- 3 公庫は、主務大臣の認可を受けて、財形住宅貸付けに必要な資金を調達するため、沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券(以下「財形住宅債券」という。)を発行することができる。
- 4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第19条第1項第3号イに掲げる者で同号の規定による貸付けを希望するものその他政令で定める者が引き受けるべきものとして、沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券(以下「住宅宅地債券」という。)を発行することができる。
- 5 公庫債券、財形住宅債券又は住宅宅地債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 6 前項の先取特権の順位は、民法(明治29年法律第89号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 7 公庫は、公庫債券、財形住宅債券又は住宅宅地債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項に規定する金融商品取引業をいう。次頁において同じ。)を行う者に委託することができる。
- 8 会社法(平成17年法律第86号)第705条第1項及び第2項並びに第709条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。
- 9 前各項に定めるもののほか、公庫債券、財形住宅債券又は住宅宅地債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(政府保証)

- 第27条の2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和21年法律第24号)第3条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公庫が前条第1項の規定により発行する公庫債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和28年法律第51号)第2条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。次項において同じ。)について保証することができる。
- 2 政府は、前項の規定によるほか、公庫が前条第2項の規定により発行する公庫債券に係る債務について、保証することができる。

(余裕金の運用等)

- 第28条 公庫は、次の方法による場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
- 一 国債、地方債又は政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)の保有
 - 二 財政融資資金への預託
 - 三 銀行への預金
 - 四 前3号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

- 2 前項に規定する方法による余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。
- 3 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

附則

（琉球開発金融公社等からの権利義務の承継等）

- 第4条 公庫の成立の際、現に琉球開発金融公社の有する権利義務で、協定に基づいて政府が引き継ぐこととなるもの、大衆金融公庫の有する権利義務及び琉球政府の産業開発資金融通特別会計、運搬船建造資金融通特別会計、住宅建設資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計又は本土産米穀資金特別会計に属する権利義務は、政令で定めるものを除き、その時において公庫が承継する。
- 2 前項の規定により公庫が権利義務を承継したときは、その承継された権利義務に係る資産の価額の合計額から負債の価額の合計額を差し引いた金額に相当する金額が、政府から公庫に出資されたものとする。
 - 3 前項の資産及び負債の評価の方法については、政令で定める。

◇沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律

（事業年度）

- 第2条 公庫の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（決算の完結）

- 第17条 公庫は、毎事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結しなければならない。

（財務諸表の作成、提出等）

- 第18条 公庫は、毎事業年度、損益計算書、貸借対照表及び財産目録（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第1項において同じ。）を含む。以下「財務諸表」という。）を作成し、当該財務諸表に関する監事の意見を付して、決算完結後1月以内に主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 公庫は、前項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
 - 3 前項に規定する附属明細書及び業務報告書に記載すべき事項は、財務省令で定める。

（決算報告書の作成、提出等）

- 第19条 公庫は、決算完結後第5条第4項及び第9条第1項に規定する予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下第21条までにおいて同じ。）を作成し、当該決算報告書に

関する監事の意見を付し、かつ、前条第1項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、当該承認に係る当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

- 2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の財務諸表を添え、内閣に送付しなければならない。
- 3 公庫は、第1項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 第1項に規定する決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。

（決算報告書等の会計検査院への送付）

- 第20条 内閣は、前条第2項の規定により公庫の決算報告書の送付を受けたときは、同条第1項の財務諸表を添え、翌年度の11月30日までに、会計検査院に送付しなければならない。

（決算報告書等の国会への提出）

- 第21条 内閣は、会計検査院の検査を経た公庫の決算報告書に第19条第1項の財務諸表を添え、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

その他

財務諸表の作成方法等については、「特殊法人等会計処理基準」（昭和62年10月2日財政制度審議会公企業会計小委員会報告）に準拠している。

◇簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（抄）

（沖縄振興開発金融公庫の在り方）

- 第11条 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条の2第1項の沖縄振興基本方針に係る同条第3項に規定する平成24年度を初年度とする10箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする。
- 2 沖縄振興開発金融公庫の業務は、新政策金融機関に承継させる。ただし、平成20年度において、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に存続させる必要があるものを除き、日本政策投資銀行の業務に相当する業務は廃止し、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫の業務に相当する業務については第8条第2項ただし書、第9条第2項ただし書及び前条第2項ただし書の規定に準じた措置を講ずるものとする。
 - 3 第1項の統合に当たっては、沖縄県の区域を管轄する新政策金融機関の事務所が、沖縄の振興に関する施策に金融上の寄与をするため、前項本文の業務を自立的かつ主体的に遂行することを可能とする体制を整備するものとする。

県内外の主な動き

沖縄公庫の沿革

本土復帰により沖縄県発足（47年5月） 「沖縄振興開発計画政府決定」（47年12月） 復帰記念「若夏国体」開催（48年5月） 石油危機発生（48年10月） ベトナム戦争終結（50年4月） 「海洋博」開催（50年7月～51年1月）	1972（昭和47年） } 1975（昭和50年）	沖縄公庫設立（47年5月） 中小・零細企業特別融資開始（47年6月） 那覇支店を本店に統合等の機構改革実施（49年4月） 本店事務所、那覇市久茂地へ移転（49年12月） 財形住宅資金創設（50年6月） 環境衛生資金に従業員独立開業資金創設（50年7月）
沖縄石油基地（CTS）建設許可（51年6月） 交通方法変更実施（53年7月） 第二次石油危機（54年） 県、中城湾港開発基本計画決定（55年7月）	1976（昭和51年） } 1980（昭和55年）	赤瓦住宅融資制度創設（52年6月） 出資及び債務保証業務追加（53年） 進学資金融資制度創設（53年） 交通方法変更に伴う特別融資制度創設（53年）
沖縄振興開発特別措置法の10年間延長決定（57年5月） 第二次沖縄振興開発計画スタート（57年） 沖縄県中央卸売市場開設（59年4月） 郵政省、沖縄をテレピアモデル地域に指定（60年3月）	1981（昭和56年） } 1985（昭和60年）	住宅資金に段階金利制度創設（57年10月） 研修会館「鐘秀館」竣工（57年11月） 中古住宅購入資金創設（58年） 北部支店新店舗落成（59年5月） システム開発事務局発足（60年4月）
県、「沖縄県観光振興基本計画」策定（61年9月） 「海邦国体」開催（62年9月） 沖縄自動車道、石川～那覇間開通（62年10月） 国内初の「沖縄自由貿易地域那覇地区」完成（63年5月） 昭和天皇崩御、新元号「平成」と改元（元年1月） 消費税スタート（元年4月） 県庁新庁舎行政棟落成（2年1月） 県「リゾート沖縄マスタープラン」発表（2年3月）	1986（昭和61年） } 1990（平成2年）	沖縄観光レクリエーション拠点整備資金創設（61年） 沖縄自由貿易地域振興資金創設（62年） 融資相談室発足（62年） NTT 無利子貸付制度創設（62年9月） プロジェクト推進室発足（63年4月） 中部支店新店舗落成（2年3月） 産業開発資金に立ち上がり支援資金等を創設（2年6月）
湾岸戦争勃発（3年1月） 第三次沖縄振興開発計画決定（4年9月） 首里城公園開園正殿復元（4年11月） EC 統合市場発足（5年1月） 阪神・淡路大震災（7年1月）	1991（平成3年） } 1995（平成7年）	進学資金を教育資金に改正（3年4月） 宮古支店新店舗落成（6年3月） プロジェクト推進課発足（6年6月） 年金福祉事業団へ年金教育貸付の業務委託を開始（6年11月） 自由貿易地域等特定地域振興資金創設（7年4月）
普天間飛行場の全面返還合意（8年4月） 沖縄都市モノレール着工（8年11月） 県、「国際都市形成構想」を決定（8年11月） 香港返還（9年7月） 山一証券経営破綻、自主廃業決定（9年11月） 沖振法改正により「特別自由貿易地域」、「情報通信産業振興地域」及び「観光振興地域」創設（10年3月） 長銀、日債銀破綻、国有化（10年10月） 「沖縄経済振興21世紀プラン」中間報告（11年6月） 九州・沖縄サミット開催（12年7月） 琉球王国のグスク及び関連遺産群が世界遺産登録（12年11月）	1996（平成8年） } 2000（平成12年）	沖縄特産品振興資金創設（8年6月） 代理店の業務範囲に中小企業等の特定資金、恩給担保資金を追加拡大（9年1月・4月） 産発・中小・生業資金に金融環境変化対応貸付創設（9年） 新規事業支援室発足（9年4月） 沖縄農林畜水産物等起業化支援資金創設（9年4月） 産業開発資金に非設備資金創設（10年12月） 沖縄創業者等支援緊急特別資金創設（10年12月） 沖縄離島地域経済活性化資金創設（11年4月） 本店新店舗落成（12年4月） 住宅宅地債券（マンション修繕コース）制度創設（12年6月）

県内外の主な動き

中央省庁再編。沖縄開発庁は内閣府に統合（13年1月）
「特殊法人等改革基本法」成立（13年6月）
米国同時テロ発生（13年9月）
沖縄信用金庫破綻（13年10月）
「沖縄振興特別措置法」施行（14年4月）
「沖縄振興計画」策定（14年7月）
イラク戦争勃発（15年3月）
日本郵政公社発足（15年4月）
沖縄都市モノレール開業（15年8月）
自衛隊イラク派遣（15年12月）
国立劇場おきなわ開場（16年1月）
沖縄国際大学に米軍ヘリ墜落炎上（16年8月）
「行政改革の重要方針」閣議決定（17年12月）

2001（平成13年）
}
2005（平成17年）

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」公布（18年6月）
リーマン・ブラザーズ経営破綻（20年9月）
「株式会社日本政策金融公庫法」及び「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」公布（19年5月）施行（20年10月）
株式会社日本政策金融公庫発足（20年10月）
株式会社日本政策投資銀行発足（20年10月）

2006（平成18年）
}
2010（平成22年）

東日本大震災（23年3月）
「沖縄振興特別措置法」改正（24年3月）
「沖縄21世紀ビジョン基本計画」策定（24年5月）
南ぬ島石垣空港開港（25年3月）
伊良部大橋開通（27年1月）
共通番号（マイナンバー）制度関連法施行（27年10月）
アジアインフラ投資銀行（AIIB）発足（27年12月）
日銀がマイナス金利導入決定（28年1月）
沖縄県内の有効求人倍率が復帰後初めて1倍を突破（28年6月）

2011（平成23年）
}
2016（平成28年）

「沖縄21世紀ビジョン基本計画」改定（29年5月）
年平均の有効求人倍率が本土復帰後初の1倍超（30年1月）
県内入域観光客数1,000万人超過過去最高を更新（31年3月）
新元号「令和」と改元（元年5月）
首里城公園で大規模火災。正殿ほか主要施設全焼（元年10月）
新型コロナウイルス感染症が流行（2年1月）
那覇空港第二滑走路供用開始（2年3月）

2017（平成29年）
}

沖縄公庫の沿革

「わたしたちの行動指針」の制定（13年3月）
沖縄情報通信産業支援資金創設（13年4月）
おきなわブランド振興資金創設（13年4月）
沖縄観光関連業者緊急特別資金創設（13年10月）
新事業創出促進出資業務追加（14年4月）
融資第一、二、三部及び債権管理部に班制導入、新事業育成出資室及び信用リスク管理統括室発足（14年4月）
第1回沖縄公庫債券100億円発行（14年10月）
赤土等流出防止低利（ちゅうろ海低利）制度創設（15年4月）
コンプライアンス総括室発足（16年4月）
沖縄離島振興貸付・沖縄特産品振興貸付「泡盛特例」、沖縄中小企業経営基盤強化貸付を創設（17年4月）

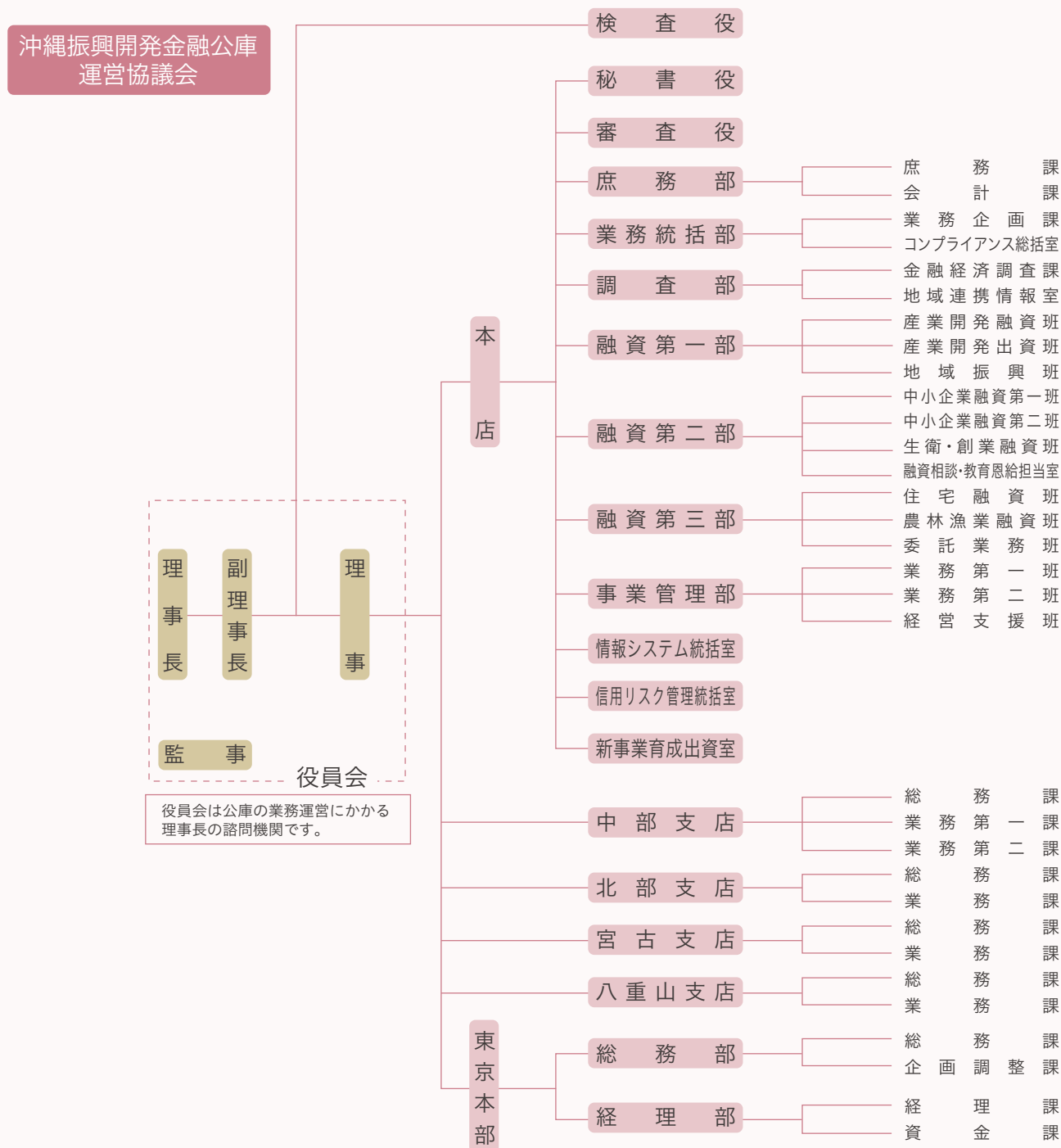
審査役、創業支援班及び生業融資・契約班が発足（18年4月）
債権管理部を事業管理部に改称、融資第一部出資・経営支援班を事業管理部経営支援班に移管改称、地域プロジェクト振興班発足（19年4月）
八重山支店新店舗落成（19年4月）
東京本部事務所移転（19年9月）
情報システム統括室発足（20年4月）
沖縄自立型社会資本整備貸付創設（20年4月）
沖縄経済自立支援貸付創設（21年4月）
教育離島利率特例制度創設（22年4月）

沖縄雇用・経営基盤強化資金創設（24年4月）
沖縄人材育成資金創設（24年4月）
駐留軍用地跡地開発促進貸付制度創設（25年5月）
中小企業等資金を中心とした本店融資部門の再編を実施（25年6月）
産投出資規模拡充（リーディング産業支援）（26年4月）
コンプライアンス総括室を総務部から企画調査部に移管（27年4月）
沖縄観光リゾート産業振興貸付制度創設（27年4月）
沖縄地方創生雇用促進貸付利率特例制度創設（28年2月）
沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度創設（28年4月）
沖縄農林漁業台風災害支援貸付制度創設（28年4月）

融資第二部に「ひとり親支援担当」を配置（29年4月）
中部支店移転（30年5月）
沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度創設（31年4月）
調査部を新設し、企画調査部調査課を調査部金融経済調査課に移管改称、地域連携情報室発足。企画調査部を業務統括部に改称（31年4月）
新型コロナウイルス感染症特別貸付制度創設（2年3月）

組織機構

(令和2年4月1日現在)



沖縄振興開発金融公庫運営協議会について（昭和47年6月16日閣議決定）

沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）の業務運営が、沖縄県における経済の振興及び社会の開発のため有効適切に行われることを期し、公庫の業務運営に地元沖縄県各界及び関係行政機関等の意向を反映せしめるため、下記のとおり沖縄振興開発金融公庫運営協議会を開催することとする。

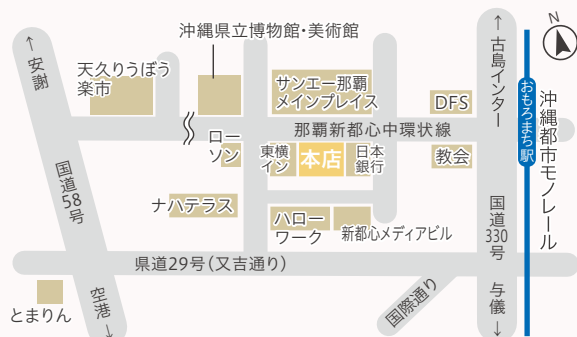
記

1. 本協議会は、内閣総理大臣が財務大臣と協議のうえ委嘱する次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 関係行政機関の職員 7人以内
 - (2) 沖縄県知事及び沖縄県議会議長
 - (3) 沖縄県各界を代表する者 9人以内
 - (4) 学識経験者 2人
2. 本協議会の庶務事項は、内閣府沖縄振興局において処理する。

店舗

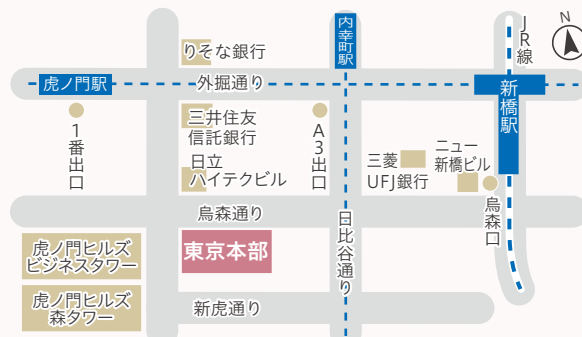
きめ細かく地域のニーズに対応します。

本 店



〒900-8520 那覇市おもろまち1-2-26
 融資第一部（産業開発資金、医療資金、出資）
 TEL:098-941-1765 FAX:098-941-1915
 融資第二部（中小企業資金、生業資金、教育資金、
 恩給担保資金、生活衛生資金）
 TEL:098-941-1785 FAX:098-941-1910
 融資第三部（住宅資金、農林漁業資金）
 TEL:098-941-1850 FAX:098-941-1915
 新事業育成出資室
 TEL:098-941-1908 FAX:098-941-1808

東京本部



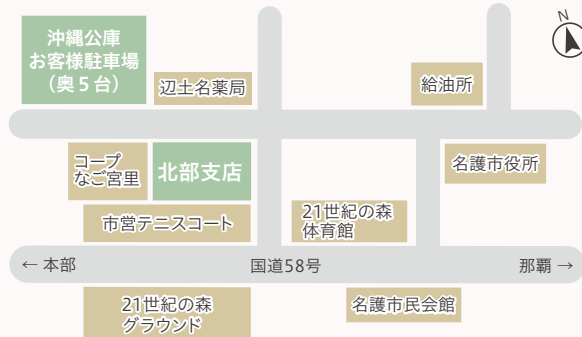
〒105-0003 東京都港区西新橋 2-1-1 (興和西新橋ビル10 階)
 TEL:03-3581-3241 FAX:03-5511-8233
 ※上記地図上の番号は各駅の最寄出口

中部支店



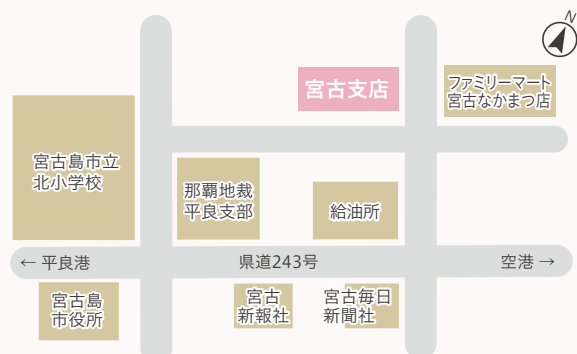
〒904-0033 沖縄市山里1-1-102 (パーチェ山里)
 TEL:098-989-6511 FAX:098-989-6789

北部支店



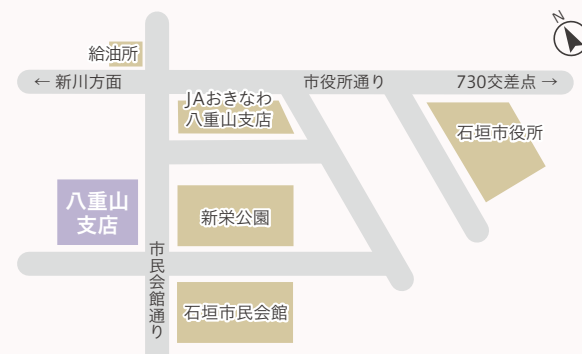
〒905-0011 名護市宮里1-28-15
 TEL:0980-52-2338 FAX:0980-51-1008

宮古支店



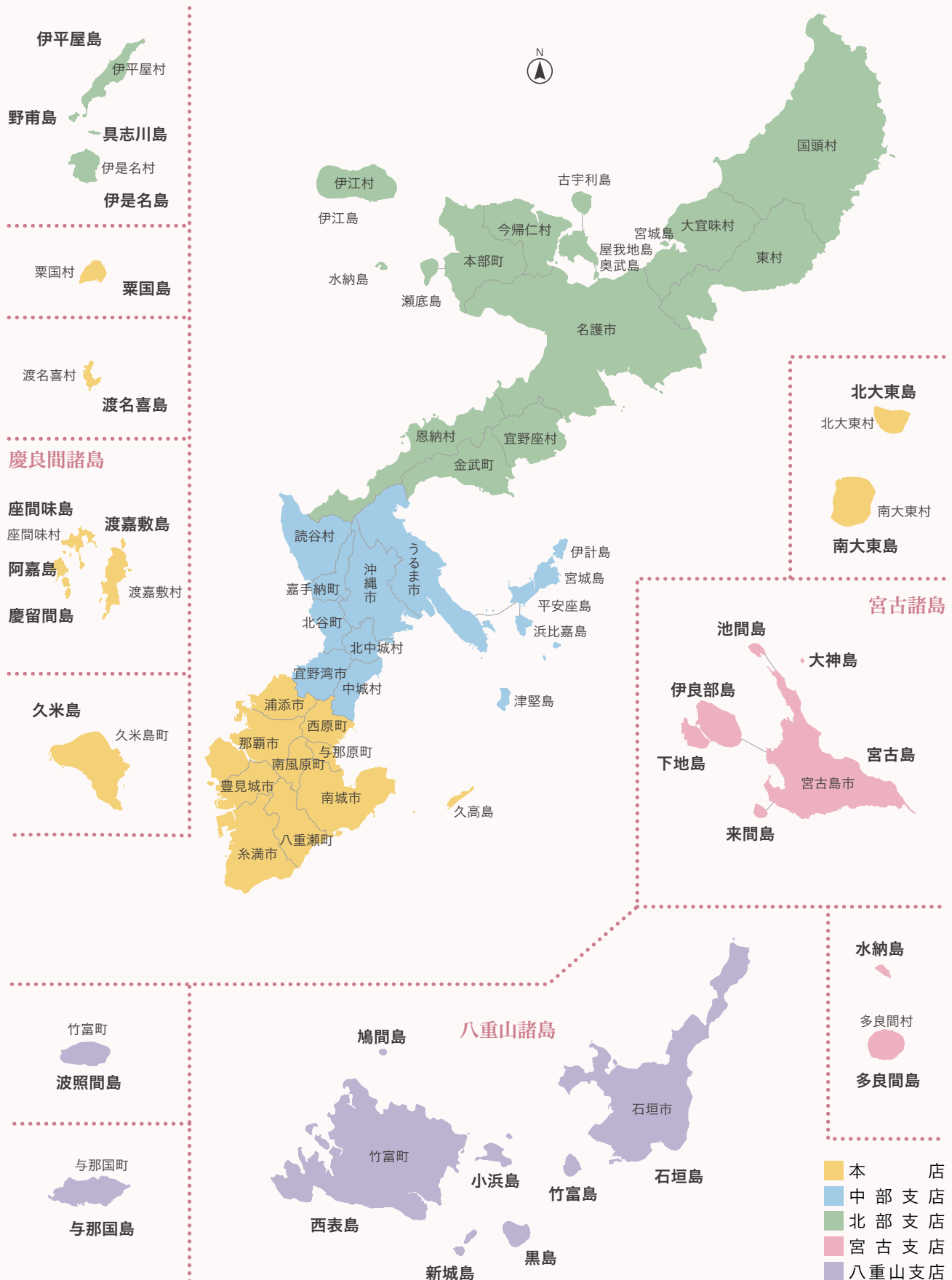
〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根118-1
 TEL:0980-72-2446 FAX:0980-72-7049

八重山支店



〒907-0014 石垣市新栄町4-1
 TEL:0980-82-2701 FAX:0980-83-1634

【本店・支店業務区域図】



REPORT 2020



沖縄振興開発金融公庫
THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION

発行／令和2年8月

沖縄振興開発金融公庫 業務統括部業務企画課
〒900-8520 沖縄県那覇市おもろまち1丁目2番26号
TEL.098-941-1740 FAX.098-941-1925



<https://www.okinawakouko.go.jp/>



この印刷物は、E3PAのゴールドプラス基準に適合した地球環境にやさしい印刷方法で作成されています
E3PA: 環境保護印刷推進協議会
<http://www.e3pa.com>



この印刷物は個人情報保護マネジメントシステム(プライバシーマーク)を認証された事業者が印刷しています。

